

日本小型船舶検査機構検査事務規程

第 1 章 総則

1-1 目的

1-1-1 この検査事務規程は、小型船舶又は小型船舶に係る物件(以下「小型船舶等」という。)の検査事務の適正かつ能率的な実施を図ることを目的とする。

1-2 用語

1-2-1 この検査事務規程において使用する用語は、特に定めるものの他、船舶安全法(昭和8年法律第11号。以下「法」という。)、船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号。以下「施行規則」という。)、船舶設備規程(昭和9年逡信省令第6号。以下「設備規程」という。)、小型船舶安全規則(昭和49年運輸省令第36号。以下「小安則」という。)、小型漁船安全規則(昭和49年農林省／運輸省令第1号。以下「漁安則」という。)、及び小型船舶に係る認定検査機関に関する省令(昭和62年運輸省令第56号)並びに小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号。以下「小型船舶登録法」という。)において使用する用語の例による。

1-3 適用

検査事務の実施に当たっては、法及びこれに基づく命令の規定並びに国土交通省関係通達によるほか、この規程によるものとする。

1-4 小型船舶検査事務(執行事務に限る。)を行う事務所及びその管轄区域

1-4-1 小型船舶検査事務を行う事務所は、日本小型船舶検査機構業務方法書(昭和49年機構規程第20号。以下「方法書」という。)第3条で定める支部とし、その管轄区域は、施行規則第48条第1項の規定により国土交通大臣に届け出た管轄区域と同一の管轄区域とする。

1-5 小型船舶検査員

1-5-1 小型船舶検査員は、小型船舶検査機構に関する省令(昭和48年運輸省令第51号。以下「機構省令」という。)第14条で定める要件を備える者のうちから選任するものとする。

1-5-2 機構省令第14条第4号で規定する同省令同条第1号から第3号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者については、小型船舶検査員等の選

任に関する規程（平成20年機構規程第8号）により定めるものとする。

第2章 検査等の申請の受付事務

2-1 申請書の受付事務

2-1-1 （申請書の受付）

事務所は、小型船舶検査事務に係る申請書が事務所に到達しときは、遅滞なく当該申請書の申請者の氏名又は名称及び所検査等の種類並びに船舶検査済票の番号（第1回定期検査の場合を除く。）の記載があること、手数料を必要とする申請にあつては小型船舶検査等手数料払込証明書の提出又は手数料納付の受領証の提示があることを確認し、当該申請書に受付番号、受付日及び別表の略符を打刻すること。

2-1-2 （申請書の審査）

事務所は、2-1-1に基づき小型船舶検査事務に係る申請書の受付を行ったときは、それぞれの検査等の種類に応じ、当該申請書の様式が施行規則に定める様式であること、記載事項に不備がないこと、必要書類が整備されていること、手数料を必要とする申請にあつては手数料の納付額に過不足がないことを審査し、適正であると認められるものについては、当該申請書に取扱者印及び事務所の長の確認印を押印し、検査等の実施に着手するものとする。

なお、申請書に不備等がある場合には、速やかに申請者に対し相当の期間を定めて、当該申請の補正を求めるものとする。

2-1-3 （手数料納付の確認）

日本小型船舶検査機構船舶検査等手数料収入事務取扱細則（昭和49年機構達第6号）第2条に定める様式により手数料が納付された場合は、小型船舶検査等手数料払込証明書の提出を求め、当該証明書を申請書に添付すること。ただし、当該様式以外の様式により手数料が納付された場合は、手数料納付の受領証の提示を求め、当該受領証に領収確認済の押印を行ったうえ当該受領証を申請者に返却すること。

なお、臨時検査又は臨時航行検査に係る手数料は、申請時に臨検回数1回分に相当する額の手数料の納付を求め、検査終了時に

臨検回数に応じ不足額の納付を求めること。

上記に定めるほか、手数料の納付に関しては、方法書第13条の規定によること。

第3章 検査の種別ごとの検査の実施方法

3-1 検査の実施方法

3-1-1 法第5条の検査については、当該検査の申請書の受付の際、申請者に対し、検査を受けるべき日時及び場所を指定することができるものとする。

3-1-2 検査は、施行規則第24条から第26条並びに第28条及び第29条に掲げる準備のうち、当該小型船舶等の検査に必要な準備状態で実施するものとする。

3-1-3 前項の規定にかかわらず、当該小型船舶等の構造上やむを得ないと認めるものの検査にあたっては、必要な準備を指示できるものとする。

3-1-4 検査の結果、不合格とした場合にあっては、当該小型船舶等の検査申請者にその理由を知らせるものとする。

3-2 定期検査の要領

3-2-1 (同等効力等)

小型船舶の船体、機関、設備及び属具であって、小安則又は漁安則に適合するものと同様以上の効力を有するものと認められるもの又は特殊な小型船舶(施行規則第1条第4項に規定する特殊船は除く。)であって小安則により難い特別の理由のあるものの検査は、国土交通省と調整の上、理事長の指示するところによるものとする。

3-2-2 (船体強度、構造等)

小型船舶の船体強度、構造等の検査は、航行区域又は従業制限に応じて小安則第2章又は漁安則第2章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-3 (機関)

機関の検査は、機関の使用目的及び航行区域又は従業制限に応じて小安則第3章又は漁安則第3章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-4 (排水設備)

排水設備の検査は、航行区域又は従業制限に応じて、小安則第4章又は漁安則第4章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-5 (操舵、係船及び揚錨^{びよう}の設備)

操舵^だ、係船及び揚錨^{びよう}の設備の検査は、航行区域又は従業制限に応じて、小安則第5章又は漁安則第5章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-6 (救命設備)

救命設備の検査は、航行区域又は従業制限及び最大搭載人員に応じて、小安則第6章又は漁安則第6章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-7 (消防設備)

消防設備の検査は、航行区域又は従業制限、主機関の種類及び機関室形式(形態)に応じて、小安則第7章又は漁安則第7章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-7の2 (防火措置)

防火措置の検査は、用途及び航行区域に応じて、小安則第7章の2又は漁安則第7章の2の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-8 (居住、衛生及び脱出の設備)

居住、衛生及び脱出の設備の検査は、航行区域又は従業制限に応じて、小安則第8章又は漁安則第8章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-9 (最大搭載人員)

最大搭載人員の算定は、次の各号により行うものとする。

- (1) 小型船舶(漁船を除く。)にあっては、航行区域に応じて小安則第8章(第79条から第81条の2を除く。)の規定により算定された人員と、小安則第12章の規定により算定される人員のうち小なるものとする。
- (2) 漁船にあっては、漁安則第8章(第33条から第38条を除く。)の規定により算定すること。

3-2-10 (航海用具その他の属具)

航海用具その他の属具の検査は、航行区域又は従業制限及び

船舶の大きさに応じて小安則第9章又は漁安則第9章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-11 (電気設備)

電気設備の検査は、その使用場所及び航行区域又は従業制限に応じて小安則第10章又は漁安則第10章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-12 (復原性) 復原性の検査は、小安則第12章又は漁安則第12章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-13 (操縦性)

操縦性の検査は、小安則第13章又は漁安則第13章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-14 (特殊小型船舶に関する特則)

特殊小型船舶の検査等は、小安則第2章から第13章までの規定のうち第106条により適用するとされた規定及び小安則第14章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-2-15 (海上試運転)

海上試運転を行い、操舵性能、速力試験、機関の作動状況を確認するものとする。ただし、同型船等で性能の確認されたものの第1回定期検査又は現状が良好なものであって差し支えないと認められるものの第2回以後の定期検査にあっては、海上試運転の一部又は全部を省略できるものとする。

3-2-16 (無線電信等の施設)

無線電信等の施設の検査は航行する水域に応じて、設備規程第311条の22に定める設備を有していることを確認することにより行うものとする。なお、施行規則第4条により無線電信等の施設の免除を行うときは、その免除要件についての確認を行うものとする。

3-2-17 (雑則)

石綿を含む材料の使用並びに小安則又は漁安則に定めるもののほか小型船舶に施設しなければならない事項及びその標準に関する事項は、小安則第15章又は漁安則第14章の規定に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-3 中間検査の要領

3-3-1 船体の各所、機関の各部、救命設備、消防設備、航海用具及び無線電信等の施設等の現状が良好な状態に維持されていることを確認し、適当な方法で海上試運転を行うものとする。ただし、現状が良好なものであって、差し支えないと認められるものは、海上試運転の一部又は全部を省略できるものとする。

3-3-2 中間検査において、施行規則第19条第2項並びに第3項第2号、第3号、第5号、第6号及び第9号から第13号までに該当する事項について検査を行う場合は、それぞれの事項について定期検査の方法に準じて行うものとする。

3-4 臨時検査の要領

3-4-1 船舶検査証書に記載された条件を変更しようとする場合又は施行規則第19条第2項並びに第3項第2号、第3号、第6号及び第9号から第13号までに該当する場合は、それぞれの事項につき定期検査の要領に準じて検査を行うものとする。

3-4-2 施行規則第19条第3項第5号に該当する場合は、逃気試験を行い所定の圧力に調整されていることを確認するものとする。

3-5 臨時航行検査の要領

3-5-1 臨時航行検査は、臨時航行の目的及び航路等に応じて必要な事項につき定期検査の要領に準じて行うものとする。

3-6 製造検査の実施要領

製造検査は、船体、機関、排水設備に掲げる当該事項につき製造着手時より当該事項が規則に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-7 予備検査の実施要領

製造検査は、船体、機関、排水設備に掲げる当該事項につき製造着手時より当該事項が規則に適合していることを確認することにより行う予備検査は、施行規則第22条に規定する物件について、それぞれ当該物件に係る施行規則第29条に規定する準備状態で小安則又は漁安則に適合していることを確認することにより行うものとする。

3-8 検査の省略

3-8-1 製造検査又は予備検査に合格した小型船舶等については、当該

検査に合格した後最初に行う定期検査、中間検査、臨時検査及び臨時航行検査(以下「定期検査等」という。)において当該製造検査又は予備検査に合格した事項に係る検査を省略する。

3-8-2 予備検査に合格した小型船舶に係る物件については、当該検査に合格した後最初に行う製造検査において当該予備検査に合格した事項に係る検査を省略する。

3-8-3 整備事業場認定書の交付を受けている事業場において整備され認印を付された小型船舶等であって整備済証明書の提示のあったものは、整備済証明書発給後30日以内に最初に行う定期検査(はじめて航行の用に供するときに行うものを除く。)又は中間検査において当該整備済証明書に記載された整備事項に係る検査を省略する。

3-8-4 検定に合格した小型船舶等については、検定に合格した後最初に行う定期検査等又は製造検査若しくは予備検査において当該検定に合格した事項に係る検査を省略する。

3-8-5 認定検査機関の検査を受けた小型船舶であって確認済証明書の提示のあったものは、確認済証明書発給後30日以内に行う中間検査を省略する。

3-8-6 準備検査を受けた小型船舶等については、当該準備検査後最初に行う定期検査又は予備検査において当該準備検査の成績通知書の内容、当該小型船舶等が準備検査を受けた後の使用状況等に応じさしつかえないと認められる事項に係る検査を省略する。

3-8-7 機構は、3-8-1、3-8-2、3-8-4及び3-8-6の規定の適用について、小型船舶等が、製造検査、予備検査、検定又は準備検査に合格した後著しく期間を経過していること等により当該製造検査、予備検査、検定又は準備検査に合格した事項に変更が生じているおそれがあると認められるときは、これらの検査の省略を行わないことができる。

第4章 船舶検査証書の交付、書換え、再交付及び返納

4-1 船舶検査証書の交付

4-1-1 定期検査に合格した小型船舶に対しては、航行区域(漁船にあっては従業制限)、最大搭載人員、制限汽圧を定め船舶検査証書を交付するものとする。

4-1-2 航行区域を定めるにあたっては船舶の大きさ、構造、設備若しくは用途又は航路の状況により区域又は期間を、従業制限を定めるにあたっては漁船の種類、大小、構造又は設備に応じ業務の種類をそれぞれ限定することができる。

4-1-3 船舶の航行上の安全を確保するために特に必要があるときは、その他の航行上の条件を指定することができる。この場合船舶検査証書の「その他の航行上の条件」欄にその旨記載するものとする。

4-2 船舶検査証書の書換え

4-2-1 船舶検査証書の書換えは、次の各号によるものとする。

- (1) 書換申請書、船舶検査手帳、船舶検査証書を照合すること。
又書換えを受けようとする事項が、小型船舶登録原簿、国籍証明書又は漁船登録票に記載された事項に係るものである場合は、これらとも照合すること。
- (2) 船舶検査証書の番号に「書換」と追記すること。
- (3) 旧船舶検査証書は無効の措置をとること。

4-3 船舶検査証書の再交付

4-3-1 船舶検査証書の再交付は次の各号によるものとする。

- (1) 船舶検査証書等再交付申請書及び船舶検査手帳を照合すること。
- (2) き損を事由とする場合は、当該船舶検査証書の提出を求めること。
- (3) 船舶検査証書の番号に「再交付」と追記すること。

4-4 船舶検査証書の返納

4-4-1 施行規則第41条第1項の規定により船舶検査証書が返納された場合は、当該船舶検査証書は無効の措置をとるものとする。

4-5 船舶検査証書の有効期間の延長

4-5-1 施行規則第46条の2の規定により有効期間を延長した場合は、その旨当該船舶検査証書及び船舶検査手帳に記載するものとする。

第5章 船舶検査済票の交付及び再交付

5-1 船舶検査済票の交付及び再交付

5-1-1 定期検査に合格した小型船舶には、様式第1号に定める船舶検

査済票を交付するものとする。

5-1-2 船舶検査済票の表示箇所は、両船側の船外から見やすい場所に貼り付けるよう指導するものとする。

5-1-3 船舶検査済票の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 船舶検査証書等再交付申請書、船舶検査証書及び船舶検査手帳を照合すること。
- (2) き損を事由とする場合は、当該船舶検査済票の提出を求めること。

第6章 臨時変更証の交付、再交付及び返納

6-1 臨時変更証の交付及び再交付

6-1-1 臨時変更証の交付は、船舶検査証書に記載された事項の変更が臨時的な場合に有効期間及び必要な条件を記入して行うものとする。

6-1-2 臨時変更証の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 船舶検査証書等再交付申請書、船舶検査証書及び船舶検査手帳を照合すること。
- (2) き損を事由とする場合は、当該臨時変更証の提出を求めること。
- (3) 臨時変更証の番号に「再交付」と追記すること。

6-1-3 施行規則第41条第2項の規定により臨時変更証が返納された場合は、無効の措置をとるものとする。

第7章 法第6条(製造検査又は予備検査)の検査に係る合格証明書の交付及び再交付並びに同条の検査に係る証印に関する事項

7-1 法第6条の検査に係る合格証明書の交付及び再交付

7-1-1 製造検査合格証明書の交付は、製造検査申請書と10-1-9により作成された製造検査記録簿とを照合することにより行うものとする。

7-1-2 予備検査合格証明書の交付は、予備検査合格証明書交付申請書と10-1-6により作成された予備検査記録簿とを照合することにより行うものとする。

7-1-3 製造検査合格証明書の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 合格証明書再交付申請書、製造検査記録簿を照合すること。
- (2) き損を事由とする場合は、当該合格証明書の提出を求めること。
- (3) 製造検査合格証明書の番号に「再交付」と追記すること。

7-1-4 予備検査合格証明書の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 合格証明書再交付申請書、予備検査記録簿を照合すること。
- (2) き損を事由とする場合は、当該合格証明書の提出を求めること。
- (3) 予備検査合格証明書の番号に「再交付」と追記すること。

7-2 法第6条の検査(製造検査又は予備検査)に係る証印

7-2-1 製造検査に合格した小型船舶に対しては、証印(様式第2号)及び検査を実施した事務所の略附(別表)を附するものとする。

7-2-2 製造・改造又は整備についての予備検査に合格した小型船舶に係る物件には、7-2-1に準じ証印又は検査を実施した事務所の略附を附するものとする。

第8章 臨時航行許可証の交付、再交付及び返納に関する事項

8-1 臨時航行許可証の交付及び再交付

8-1-1 臨時航行許可証の交付は、臨時航行検査に合格した小型船舶に対して、航路、有効期間及び航行上の条件を記入して行うものとする。

8-1-2 臨時航行許可証の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 船舶検査証書等再交付申請書及び10-1-4により作成された臨時航行検査記録簿を照合すること。
- (2) き損を事由とする場合は、当該臨時航行許可証の提出を求めること。
- (3) 臨時航行許可証の番号に「再交付」と追記すること。

8-1-3 施行規則第43条第2項において準用する施行規則第41条第1項の規定により臨時航行許可証が返納された場合は無効の措置をとるものとする。

第9章 船舶検査手帳の記載、交付及び再交付

9-1 船舶検査手帳の記載

9-1-1 船舶検査手帳の記載は、次の各号によるものとする。

- (1) 定期検査、中間検査及び臨時検査(必要な場合に限る。)に合格した小型船舶には、「検査時期」及び「検査の種類」欄にそれぞれ次回検査の時期及び検査の種類を記入すること。
- (2) 施行規則第46条の2の規定により船舶検査証書の有効期間を延長したものは、その旨「記事」欄に記載すること。
- (3) 臨時検査を指定した場合及び臨時検査を執行した場合はその内容を「検査の時期及びその執行の記録」欄に記載すること。

9-2 船舶検査手帳の交付及び再交付

9-2-1 船舶検査手帳は、初めての定期検査に合格した小型船舶に対して次回検査の種類、時期及びその他必要な事項を記載して交付するものとする。

9-2-2 船舶検査手帳の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 船舶検査証書等再交付申請書及び船舶検査証書を照合すること。
- (2) き損を事由とする場合は、当該船舶検査手帳の提出を求めること。
- (3) 船舶検査手帳の表紙右上すみに「再交付」と表示すること。

第10章 帳票等の事務処理

10-1 検査に係る事務処理

10-1-1 検査終了後の事務処理に当たっては、船舶検査証書、船舶検査手帳等(以下「証書等」という。)必要な書類を作成するとともに次のそれぞれの検査の種類に係る検査記録簿を作成したうえ、同記録簿に事務所の長が決裁印を押印(押印に代えて電子的に署名することができる。以下同じ。)した後、当該証書等に機構印を押印し、申請者にこれを交付するものとする。

10-1-2 定期検査、中間検査及び臨時検査を実施した場合は、船舶検査記録簿を作成するものとする。

10-1-3 船舶検査記録簿には船舶検査証書の番号、船種及び船名、船舶検査済票の番号、船籍港(小型船舶登録法第2条に規定する小型船舶にあつては、小型船舶登録規則(平成14年国土交通

省令第4号)第1条第2項に規定する船籍港をいう。)又は定係港、総トン数又は船舶の長さ、用途、船舶所有者名、航行区域又は従業制限、最大搭載人員、制限汽圧、その他の航行上の条件、船舶検査証書の有効期間、検査員(嘱託検査員を含む。以下同じ。)の氏名、検査終了年月日、臨時変更証の番号(臨時変更証を交付した場合に限る。)、臨検回数、船体識別番号、その他必要な事項を記載するものとする。

10-1-4 臨時航行検査を実施した場合は、臨時航行検査記録簿を作成するものとする。

10-1-5 臨時航行検査記録簿には、臨時航行許可証の番号、船舶所有者の氏名、船種及び船名、総トン数又は船舶の長さ、主機の種類及び出力、船質、搭載する旅客の数又は貨物の量、臨時航行しようとする期間、航路及び理由、最近1年間に臨時航行検査を受けて臨時航行した日数、航行上の条件、検査員の氏名、検査終了年月日、臨検回数、その他必要な事項を記載するものとする。

10-1-6 予備検査を実施した場合は、予備検査記録簿を作成するものとする。

10-1-7 予備検査記録簿には申請者の氏名又は名称及び住所、製造者の氏名又は名称、検査を受けようとする事業所の名称及び所在地、検査を受けようとする物件の名称、型式、要目及び数、製造又は改造、修理若しくは整備の別、製造番号、検査年月日及び検査実施記録、不合格数及び不合格品の製造番号、予備検査番号、検査員の氏名、検査終了年月日、船体識別番号、その他必要な事項を記載するものとする。

10-1-8 製造検査を実施した場合は、製造検査記録簿を作成するものとする。

10-1-9 製造検査記録簿には注文者の氏名又は名称及び住所、建造番号、起工年月日、船種及び船質、船舶の長さ及び総トン数、用途、主機の種類及び数、主機の計画出力、制限気圧、航行区域(従業制限)、受付番号、検査員の氏名、検査終了年月日、合格証明書交付番号、船体識別番号、その他必要な事項を記載するものとする。

10-2 船舶検査証書等の書換え、再交付に係る事務処理

10-2-1 証書等の書換え、再交付の事務処理に当たっては、証書等必要な書類を作成するとともに船舶検査証書等書換記録簿又は船舶検査証書等再交付記録簿を作成したうえ、事務所の長が決裁印を押印した後、当該証書等に機構印を押印し、申請者にこれを交付するものとする。

10-2-2 船舶検査証書等書換記録簿には船舶所有者の氏名、船種及び船名、船舶検査済票の番号、船舶検査証書の番号及び記載事項の変更が臨時的なものである場合はその期間、書換えをうけた事項、終了年月日、その他必要な事項を記載するものとする。

10-2-3 船舶検査証書等再交付記録簿には船舶所有者の氏名、船種及び船名、船舶検査済票の番号、再交付を受けた証書等の種類及び番号、証書等の有効期間、証書等の交付年月日、証書等の交付者、再交付を受けようとする理由、再交付年月日、その他必要な事項を記載するものとする。

10-3 製造検査合格証明書の再交付に係る事務処理

10-3-1 製造検査合格証明書の再交付の事務処理に当たっては、製造検査合格証明書を作成するとともに製造検査合格証明書再交付記録簿を作成したうえ取扱者印を押印し、かつ、事務所の長が決裁印を押印した後、当該証明書に機構印を押印し、申請者にこれを交付するものとする。

10-3-2 製造検査合格証明書再交付記録簿には、船舶の長さ及び計画総トン数、製造をした事業場の名称及び所在地、建造番号、製造検査合格証明書の番号及び交付年月日、再交付を受けようとする理由、再交付年月日、船体識別番号、その他必要な事項を記載するものとする。

10-4 予備検査合格証明書に係る事務処理

10-4-1 予備検査合格証明書の交付の事務処理に当たっては、予備検査合格証明書を作成するとともに予備検査合格証明書交付記録簿を作成したうえ取扱者印を押印し、かつ、事務所の長が決裁印を押印した後、当該証明書に機構印を押印し、申請者にこれを交付するものとする。

10-4-2 予備検査合格証明書交付記録簿には、物件の名称及び型式、製造者の氏名又は名称、製造(改造、修理又は整備)をした事業

場の名称及び所在地、製造番号、検査番号、合格証明書交付番号、終了年月日、船体識別番号、その他必要な事項を記載するものとする。

10-4-3 予備検査合格証明書の再交付の事務処理に当たっては、予備検査合格証明書を作成するとともに予備検査合格証明書再交付記録簿を作成したうえ取扱者印を押印し、かつ、事務所の長が決裁印を押印した後、当該証明書に機構印を押印し、申請者にこれを交付するものとする。

10-4-4 予備検査合格証明書再交付記録簿には、物件の名称及び型式、製造(改造、修理又は整備)した事業場の名称及び所在地、製造番号、検査番号、予備検査合格証明書の番号及び交付年月日、再交付を受けようとする理由、終了年月日、船体識別番号、その他必要な事項を記載するものとする。

10-5 船舶検査証書の返納に係る事務処理

10-5-1 法第2条第1項の適用を受けないこととなった船舶に係る船舶検査証書の返納後の処理については、返納(廃船)の記録を作成するものとする。

10-5-2 返納(廃船)の記録には、船舶所有者の氏名、船種及び船名、船舶検査済票の番号、船舶検査証書の番号、事由、返納する書類、その他必要な事項を記載するものとする。

第10章の2 資料の供与等に係る事務処理

10の2-1 船舶所有者から施行規則第51条第1項の資料の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認められるものについては資料の承認を行い、船舶所有者に当該資料を返却するものとする。

第11章 雑則

11-1 付録の制定

海上運送法(昭和24年法律第187号)の許可事業(一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業をいう。以下同じ。)の用に供する船舶(航行区域が平水区域のものを除く。)において、この規程の実施に関し必要な事項は、この規程の不可分の一部を構

成する付録で定めるものとする。

11-2 細則への委任

11-2-1 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項(基本的事項を除く。)は細則で定めることができるものとする。

11-2-2 機構は、この規程の規定に基づき細則を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ国土交通省海事局長に届け出るものとする。

11-3 3-2-1により指示した場合は、その内容を国土交通大臣に報告するものとする。

11-4 検査に関する文書の保存

11-4-1 小型船舶検査事務に係る次の書類は永久保存するものとする。ただし、法第2条第1項の適用外となった船舶に係るものにあつては適用外となった日から1年とする。

- (1) 船舶検査記録簿
- (2) 設計承認に関するもの
- (3) 船舶安全法施行規則第51条に基づき承認した復原性、操縦性に関する資料

11-4-2 小型船舶検査事務に係る次の書類は当該文書の完結した日の属する年の翌年の1月1日から起算して10年間保存するものとする。ただし、法第2条第1項の適用外となった船舶に係るものにあつては適用外となった日から1年とする。

- (1) 船舶検査証書等書換記録簿
- (2) 船舶検査証書等再交付記録簿

11-4-3 小型船舶検査事務に係る次の書類は当該文書の完結した日の属する年の翌年の1月1日から起算して3年間保存するものとする。

- (1) 申請書(添付書類を含む。)
- (2) 臨時航行検査記録簿、予備検査記録簿及び製造検査記録簿
- (3) 予備検査合格証明書交付記録簿、予備検査合格証明書再交付記録簿及び製造検査合格証明書再交付記録簿

11-5 事務所の長は、毎日その日に行った小型船舶検査事務に関する実施状況並びにその日に届けのあった法第2条第1項の規定の適用を受けなかった船舶を、本部とオンラインで結ばれたコンピュータへ入力することにより又は帳簿等を提出することにより理事長に報告するものとする。

11-6 前各規定にかかわらず、法及びこれに基づく命令に経過措置の規定があるときは、当該規定によるものとする。

附則

この規程は、昭和49年9月1日から施行する。

附則(昭和50年5月1日機構規程第8号)

この規程は、昭和50年5月1日から適用する。

附則(昭和51年3月29日機構規程第4号)

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附則(昭和53年8月15日機構規程第6号)

この規程は、昭和53年8月15日から施行する。

附則(昭和53年10月1日機構規程第10号)

この規程は、昭和53年10月1日から施行する。

附則(昭和56年3月31日機構規程第2号)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附則(昭和57年12月21日機構規程第15号)

この規程は、昭和58年1月1日から施行する。

附則(昭和58年4月1日機構規程第7号)

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附則(昭和59年11月30日機構規程第7号)

この規程は、昭和59年11月30日から施行する。

附則(昭和62年9月9日機構規程第9号)

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附則(昭和62年10月1日機構規程第10号)

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附則(昭和63年3月24日機構規程第3号)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附則(平成3年3月18日機構規程第5号)

この規程は、平成3年4月10日から施行する。

附則(平成4年1月28日機構規程第1号)

この規程は、平成4年2月1日から施行する。

附則(平成4年4月20日機構規程第7号)

この規程は、平成4年5月6日から施行する。

附則(平成4年12月4日機構規程第19号)

この規程は、平成5年1月1日から施行する。

附則(平成6年3月30日機構規程第2号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則(平成6年5月19日機構規程第6号)

この規程は、平成6年5月20日から施行する。

附則(平成7年10月18日機構規程第4号)

この規程は、平成8年1月1日から施行する。

附則(平成9年7月24日機構規程第7号)

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

附則(平成9年11月27日機構規程第11号)

1. この規程は、平成9年11月27日から施行する。
2. なお、平成9年7月1日に現に船舶検査証書を受有する船舶(船舶安全法第10条第1項ただし書に規定する船舶を除く。)に係る中間検査の時期、船舶検査証書の有効期間及び船舶検査手帳の記載については、この規程による変更後の日本小型船舶検査機構検査事務規程4-5及び9-1の規定にかかわらず、当該船舶が平成9年7月1日に現に有している船舶検査証書の有効期間が満了する日までは、なお従前の例による。

附則(平成12年12月22日機構規程第9号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附則(平成13年1月31日機構規程第2号)

この規程は、平成13年2月26日から施行する。

附則(平成14年3月25日機構規程第4号)

1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
2. 新規登録を受けていない船舶に係る書換え申請書等の照合及び船舶検査記録簿の記載については、新規登録を受けるまでの間は、なお従前の例による。

附則(平成14年6月28日機構規程第25号)

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附則(平成15年5月30日機構規程第5号)

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附則(平成15年11月28日機構規程第18号)

この規程は、平成15年11月29日から施行する。

附則(平成16年11月30日機構規程第21号)

この規程は、平成16年12月20日から施行する。

附則(平成17年12月2日機構規程第23号)

1. この規程は、平成18年1月1日から施行する。
2. 改正前の船舶安全法施行規則の規定による船舶検査手帳に係る事務手続きは、平成15年11月29日以後最初の定期検査、中間検査、臨時検査又は船舶検査手帳再交付までは、なお従前の例による。

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附則(平成20年9月29日機構規程第5号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附則(平成25年3月19日機構規程第3号)

この規程は、国土交通大臣の認可の日から施行する。

附則(平成27年7月13日機構規程第6号)

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附則(令和4年2月7日機構規程第3号)

この規程は、令和4年2月14日から施行する。

附則(令和4年9月30日機構規程第5号)

1. この規程は、令和5年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例による。施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の船体上架に関して、やむを得ない事情がある場合は理事長の指示するところによる。
2. 海上運送法(昭和24年法律第187号)の許可事業の用に供する船舶(航行区域が平水区域のものを除く。)については、第1項に定める時期以後、日本小型船舶機構船舶検査事務規程11-2により必要な事項として定める細則(第1編から第3編のみ)は適用しない。

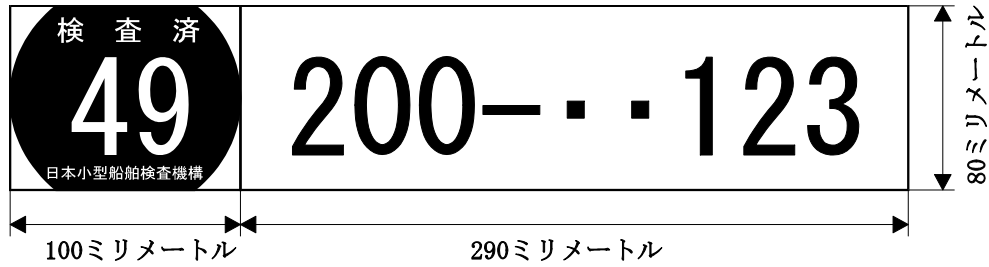
附則(令和4年12月27日機構規程第8号)

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

別表(7-2-1関係)

名称	略符	名称	略符
札幌支部	Ⓜ	神戸支部	Ⓚ
函館支部	Ⓜ	和歌山支部	Ⓦ
青森支部	Ⓜ	境支部	Ⓜ
仙台支部	Ⓜ	岡山支部	Ⓜ
千葉支部	Ⓚ	広島支部	Ⓜ
東京支部	Ⓚ	尾道支部	Ⓚ
横浜支部	Ⓜ	下関支部	Ⓜ
新潟支部	Ⓜ	高松支部	Ⓜ
金沢支部	Ⓜ	松山支部	Ⓜ
浜松支部	Ⓜ	福岡支部	Ⓜ
沼津支部	Ⓜ	長崎支部	Ⓜ
名古屋支部	Ⓜ	三角支部	Ⓜ
鳥羽支部	Ⓜ	大分支部	Ⓚ
大津支部	Ⓚ	鹿児島支部	Ⓚ
舞鶴支部	Ⓚ	沖縄支部	Ⓜ
大阪支部	Ⓚ		

様式第1号(5-1-1関係)



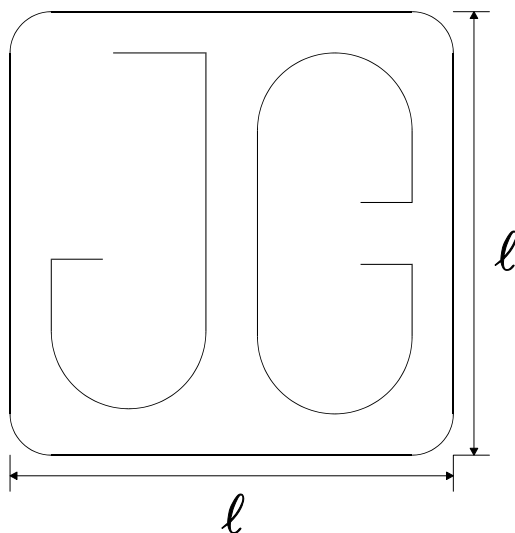
備考

- 1 船舶検査済票の番号は、図示の例により表示するものとする。
 - (1) 「検査済」の文字の下の数字は、当該船舶検査済票に係る船舶が定期検査に合格した年を表すものとする。
 - (2) 構成する数字は、(i)又は(ii)により定めた番号とする。
 - (i) 当該船舶が小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第3条による登録を受けている場合にあっては、船舶番号のアラビア数字とする。
 - (ii) (i)以外の場合は、以下により支部ごとに定めた番号とする。
 - (ア) 中央の群の数字は、船舶検査済票を交付する支部を表わし、支部ごとに次表に掲げる数字とする。（小型船舶検査機構の場合は、200番台を使用するものとする。）
 - (イ) 右の群の数字は、支部ごとに重複しない番号を付与する。
- 2 国から引継いだ船舶は、当該船舶に発給された船舶検査済票の番号と同じ番号を発給する。

名称	数字	名称	数字
札幌支部	200	神戸支部	260
函館支部	202	和歌山支部	252
青森支部	212	境支部	272
仙台支部	210	岡山支部	271
千葉支部	232	広島支部	270
東京支部	230	尾道支部	273
横浜支部	235	下関支部	291
新潟支部	220	高松支部	280
金沢支部	244	松山支部	281
浜松支部	242	福岡支部	290
沼津支部	241	長崎支部	292

名古屋支部	240	三角支部	293
鳥羽支部	243	大分支部	294
大津支部	253	鹿児島支部	295
舞鶴支部	251	沖縄支部	296
大阪支部	250		

様式第2号(7-2-1関係)



l は、4ミリ以上とする。